

中山間地域所得確保計画策定事業 仕様書

1. 業務名

中山間地域所得確保計画策定事業

2. 履行期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 対象地域

肝付町全地区

4. 受益者

中山間地域における 2 者以上の農業者を含めること

5. 業務の目的

農業生産上の条件不利地域である中山間地域では、農家の後継者不足や高齢化の進行に伴い、農業生産活動の継続が困難となっている。しかしながら、中山間地域の農業は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている。肝付町では平成 30 年度より、肝付町産米のブランディングに関する取り組みを実施している。また現在は早期水稻でコシヒカリ・イクヒカリより多収で高温登熟性に優れ高品質、良食味品種である「なつほのか」の面積拡大に取り組むなど、需要に応じた付加価値の高い米生産の推進を図っており、肝付町産なつほのかのブランド化推進によって、中山間地域の産業の活性化と所得増加につなげたい。特産品の開発と所得増加に当たっては、生産・加工、流通、販売にかかる総合的な戦略を所得確保計画としてとりまとめ、実践することにより行う。

6. 所得確保計画の策定

(1) 計画期間

令和 7 年度から令和 9 年度

※本業務は令和 7 年度の単年度事業として実施するものであり、令和 8 年度以降の目標達成にかかる取組のための財源等の追加措置は無いものとする。

(2) 目標達成年度

令和 10 年度

(3) 成果目標

所得確保の効果に係る成果目標として設定する。

- ① 販売額の 10%以上の増加（投入コストを考慮した上、所得額の増加割合を 10%以上増加）

7. 業務の仕様

(1) 要綱・要領において明記されている対象事業のうち、以下のもの。

- ①消費者に対する消費動向調査
- ②農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析
- ③高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討
- ④所得確保計画の策定
- ⑤所得確保計画の実践（計画初年度の取組）

(2) 肝付町における 6 次産業化の取組促進にかかるもの及び波及効果をもたらすもの。(1)～(4)は最低限必要な業務の内容であり、詳細については、事業者の創意工夫による提案内容とする。また、実施に当たっては、肝付町のほか、委託・連携先との役割分担を明確にした上、取り組むものとする。

(1) 特産品化候補作物のポテンシャル調査

- ① 消費動向調査

肝付町が目指す「なつほのか」のブランド化推進にあたり、今後特産品となり得る作物「なつほのか」に関する消費者ニーズを図るためのアンケート調査を行う。

- ② 生産者・関係者向けヒアリング調査

「なつほのか」のブランド化にあたり、実際に作物を栽培している生産者や肝付町内の食への関心が高い関係者にヒアリング調査を実施する。調査の実施に当たっては、庁内関係部門との連携を図る。

(2) 特産品化候補作物の現状分析と成果目標の設定

生産意欲のある農業者や庁内関係部門と連携し、農産物の生産・加工、流通、販売に関する実態把握を行うとともに課題を抽出し、成果目標の設定及び、重要達成指標の設定を行う。

(3) 肝付町産「なつほのか」のブランド化と販売戦略の策定等

肝付町産「なつほのか」のブランド化にあたり必要となるコンセプト、ブランドロゴ、パッケージング等の要素を検討し、報告書として取りまとめる。

(4) 成果目標の設定と目標達成の施策立案

販路開拓戦略の設定に基づき、販路の新規開拓を行うためのセールスツールの検討及び作成を行う。

8. 実施のための肝付町関連計画等

本業務の実施に当たっては、下記の肝付町の関連計画における考え方を十分に踏まえ反映すること

9. 実施のための連携体制

本業務の実施に当たっては、町内の食に関する生産・加工・流通・販売業者並びに消費者との連携を図るものとし、提案に基づき実施する業務にかかる連携体制及びスケジュールを提案すること。

10. 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任（委託）し、又は請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委任（委託）し又は請負わせる場合であって、予め肝付町の承諾を受けた時は、この限りではない。なお、受注者は、委任（委託）先の行為についても全責任を負う。

11. 成果品の納入

(1) 紙媒体

ア. 業務実施報告書

イ. 所得確保計画（案）

ウ. 所得確保計

画策定のための検討資料

（各書類：正・副本各1部）

(2) 電子媒体

電子データは、Microsoft 社製の Word、Excel、PowerPoint で利用可能な形式とし、貼り付け用に作成した元データも合わせて納品すること

(3) 納品場所

肝付町新富 98 番地 肝付町役場農業振興課

(4) 納品期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

12. その他

- (1) 事業の実施に当たっては、中山間地域所得確保対策実施要綱（制定 令和3年1月28日付け2農振第2612号・改正 令和6年12月17日付け6農振第2116号）及び同対策実施要領（制定 令和3年1月28日付け2生産第1917号令和3年1月28日付け2農振第2613号農林水産省生産局長通知、農村振興局長通知・改正 令和6年12月17日付け6農振第2117号）に定めるところによるものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、業務の遂行上知り得た個人情報にかかる保護体制を確立し、守秘義務の遵守と適切な管理体制を構築すること。
- (3) 本仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、その他特に必要があると認められた場合は、発注者と受注者の間で協議を行い決定する。